

春雨橋親水エリア運営基盤整備業務委託
仕様書

松戸市 都市再生部
松戸駅周辺整備振興課

「春雨橋親水エリア運営基盤整備業務委託」仕様書

1 件名

春雨橋親水エリア運営基盤整備業務委託（以下、本業務という）

2 業務の目的と背景

○中長期の事業の目的と想定プロセス

本業務は、過年度に整備した春雨橋親水広場や現在事業中の坂川散策路の整備効果を高めるとともに、松戸駅周辺の良い都市空間を形成する観点から、春雨橋親水エリアを舞台に“個店、活動、交流”といった多様な「豊かさ」を生み出し、恒常的にぎわいがある空間となるための仕組みづくりを行い、持続的な運営を目指す。

最終的には、春雨橋親水エリアが、人々の目的地や松戸駅周辺の拠点の一つとなることで、松戸駅周辺の回遊性やエリア価値の向上を目的とする。

上記目的を達成するために、事業を下記3つのフェーズに分け実施することとしている。

- (1) 「活動の担い手の育成・集積する仕組み」を構築する。
- (2) 「活動の担い手の育成・集積する仕組み」を運営するための基盤を整える。
- (3) 「活動の担い手の育成・集積する仕組み」を持続的に運営し、活動を地域に根付かせる。

これを受け、令和6・7年度に「春雨橋親水エリア運営振興実証業務」（以下、前年度業務という）において(1)を行った。当該業務は前年度業務の成果を踏まえ、(2)を行うものである。

○これまでの経過

前年度業務において、上記(1)における「活動の担い手の育成・集積する仕組み」を「坂川ながるるプロジェクト」という名称のもとにシンポジウム・実証実験を行い、仕組みを構築した。

具体的には、様々な活動の担い手を集めた「活動グループ」（前年度業務で作成したLINEグループの参加者により構成）を組成し、これを基に下記3つの活動を循環させながら行うことを「活動の担い手の育成・集積する仕組み」とした。

- ・活動グループのインプットの間（ながるるのまなびば）
「テーマ」に精通した有識者による学びの間。活動グループが活動を実践するための知識を得たり、「テーマ」を媒介にしたコミュニティを形成するための間。地域の魅力の創出にも寄与。
- ・活動グループの活動の間（ながるるのあそびば）
活動グループ等の希望する活動を実践する間。活動グループが実際に活動を行うことにより経験や関係を育む間。地域の魅力の創出にも寄与。
- ・作戦会議
活動グループが実際に集まり希望する活動を実現するための情報交換や、活動計画の支援、コミュニティの形成を図る間。

また、広報活動の広報媒体として下記を作成し、運用した。



LP



note



instagram



X

○本業務の目的

本業務では、上記(2)に基づき令和6・7年度に構築した「活動の担い手の育成・集積する仕組み」の運営を行い、引き続き「坂川ながるるプロジェクト」として、春雨橋親水広場に様々な活動を根付かせ、新たな魅力を創出するとともに、中長期的に取り組んでいくための運営基盤を整えることを目的とする。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

4 業務の履行場所

本業務の対象となるエリアは、別紙（業務対象エリアについて）のとおりとする。また、エリア外で本業務を実施する場合、委託者と協議の上、実施すること。

5 業務の実施

- (1) 本業務の実施は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たっては、地方自治法、地方自治法施行令、同施行規則、松戸市財務規則、及び関連する法令等を遵守すること。
- (3) 受託者は、委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで業務を実施すること。
- (4) 本業務の委託料算定にあたっては、国土交通省が定める「土木設計業務等積算基準」に基づく技術者単価を準用し、業務内容及び業務量を勘案して算出すること。
- (5) 受託者は、業務の進捗に関して、委託者に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 受託者は、自らの組織の中から総括責任者を選任し、委託者に通知すること。
また、変更があった場合には速やかに委託者に通知すること。
- (7) 作業場所
 - ア 会議等
本業務に関する打合せや進捗会議等は、主に委託者の指定の場所で実施すること。
 - イ 資料作成
本業務に係る資料作成については、受託者事業所内で実施すること。
- (8) 使用材料の負担等
本業務の事務遂行に使用する消耗品、進捗会議資料の作成に要する一切の費用は受託者が負担すること。
 - ア 委託者からの貸与物件

各業務内容の検討に必要な物件・資料のうち、返却の必要なもの及び持ち出し禁止条件に該当するものについては、契約書の機密保持事項に従い所定の手続きにより貸与する。

イ 委託者からの提供物件

本業務に必要な前記の貸与物件・資料以外については、契約書の機密保持事項に従い所定の手続きにより提供する。

(9) 収益の帰属及び取扱い

ア 当該業務の実施に関連して、受託者が第三者から対価、協賛金、参加費、物品販売収入、広告収入その他これらに類する金銭的利益を得た場合には、その収益は、原則として委託者に帰属するものとする。

イ 前項の収益の取扱いについては、事前に委託者と協議の上、処理方法及び精算方法を定めるものとする。

ウ 受託者は、当該収益に関する収支状況を明らかにした書類を作成し、委託者の求めに応じて提出しなければならない。

6 業務計画書の提出

(1) 受託者は、契約締結後7日以内に業務計画書を委託者に提出し、承認を受けること。

(2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。

また、業務計画書については委託者と協議の上決定すること。

ア 業務内容

イ 業務方針

ウ 業務詳細工程

エ 業務実施体制及び組織図

オ 総括責任者、主任従事者、コミュニティマネージャー、担当者一覧及び経歴書

カ 協力者がある場合は、協力者の概要及び担当技術者一覧

キ 打合せ計画

ク その他、委託者が必要と認める事項

(3) (2)に定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合には、速やかに委託者に文書で提出し、承認を受けること。

7 打合せ及び記録

業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と受託者は定期的に打合せ・進捗会議等を行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が書面に記録し、相互に確認すること。また、記録については結論のみではなく、その結論に至った経緯を含め第三者が理解出来るように作成し、打合せ後1週間以内に提出すること。ただし、事前に委託者に了解を得た場合、その限りではない。

8 引き渡し前における成果品の仕様等

委託期間途中においても、委託者は受託者に確認することで、成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。

9 業務内容

具体的内容は以下(1)～(6)に記載のとおり。また、本業務において目指す指標は、次のとおりとする。なお、本指標は業務効果を測るための目安であり、受託者はその達成に向けて創意工夫のもと業務を実施するものとする。

- ・活動グループのメンバー数:230名（令和8年1月末現在180名）
- ・起業/出店相談件数:5件
- ・春雨橋親水広場利用数:60件（当該業務全体を通した利用件数）

(1) 活動の担い手の育成・集積の仕組みの企画及び運営

ア 全体企画及び運営管理

- ・「活動の担い手の育成・集積する仕組み」（下記イ～ウ）の全体の企画及び運営管理を行うこと。
- ・下記(ア)～(ウ)を担うコミュニティマネージャーを配置し、活動グループ等の支援を行うこと。
 - (ア)活動グループへの参加者の勧誘
 - (イ)活動グループ等の活動希望の実施支援
 - (ウ)参加者、関係者同士をつなぎ、コミュニティの形成や新しいアイデア、主催活動希望の実現の促進を図ること。
- ・地域住民や地域のイベント等と連携した運営を行うこと。
- ・下記イ～ウ及び(2)～(5)で行う業務内容を定量指標で整理、分析を行い、都度業務改善を行いながら運営すること。また、これらの成果を完了報告書にまとめること。

イ 活動グループのインプットの間（ながるるのまなびば）の企画及び運営

- ・委託者と協議のうえで「まなびのテーマ」を設定し、その「まなびのテーマ」に精通した有識者による学びの間を運営し、様々な活動の担い手等のコミュニティ形成を図ること。
- ・4回程度行うこと。
- ・参加者募集、当日運営、記録を行うこと。

ウ 活動グループの活動の間（ながるるのあそびば）の企画及び運営

- ・活動グループ等の希望する活動を実践する間を運営すること。
- ・定期的に12回程度行うこと。
- ・参加者募集、当日運営、記録を行うこと。

エ 作戦会議の運営

- ・活動グループ等による相談、協議の間を運営すること。
- ・12回程度行うこと。

(2) 実証実験1（春雨橋親水広場の利用促進）の企画及び運営

「坂川ながるるプロジェクト」への多種多様な活動団体等の参加促進を図り、同プロジェクトの活性化を図ること、また、活動団体等（本業務で運営する「坂川ながるるプロジェクト」に参加するもの）が積極的に春雨橋親水広場を利用することで同エリアの賑わいの向上及び活動団体等の育成を図ることを目的に、下記ア～エを行い、春雨橋親水広場の利用促進の仕組みづくり及び有用性の実証実験を行うこと。

ア 活動団体等の勧誘及び意見聴取

- ・活動団体等（5団体以上）を対象に、広場活用のニーズ把握や利活用方法等に係る意見徴収及び「坂川ながるるプロジェクト」参加の勧誘を実施すること。

イ 利用マニュアル作成

- ・春雨橋親水広場を利用するためのマニュアルを作成すること。作成にあたっては、上記アの意見を反映し、利用者に分かりやすい形で整理・作成すること。

- ウ ホームページの仕様更新
 - ・春雨橋親水広場の利用申請を受付出来るように、既存ホームページ（「2.業務の目的と背景」記載の広報媒体）等の仕様を更新すること。
 - エ 広場利用運営管理
 - ・春雨橋親水広場の利用に係る運営管理（申請受付、活動内容の精査、管理者への申請、利用マニュアルの説明等）を行うこと。
- (3) 実証実験2（収益事業等）の企画及び運営
- 当該事業を持続的に実施するための運営基盤の構築を目的に、下記ア、イを企画、運営、及び収益事業の有用性について実証実験を行うこと。
- ア 広場収益事業
 - ・広場利用に係る収益事業の企画を行うこと。その実施方法については、委託者と協議の上決定すること。
 - イ 事業者提案
 - ・事業者の収益事業について企画・実施すること。
- (4) 実証実験3（必要設備等の整備）の企画及び運営
- 活動グループや本業務で運営する「坂川ながるるプロジェクト」に参加する利用者が、広場で活動を行う上で必要な設備を実装し、広場の利用促進を図ることを目的に、下記設備等を実際に広場に仮設置し、その実用性について実証実験を行うこと。なお、各仕様については、委託者と協議の上、決定するものとする。
- ア 仮設倉庫整備
 - ・活動グループと連携したDIYワークショップ等により、仮設倉庫（1台程度）を製作すること。※下記イ、ウ等を収納し、可動式とすること。
 - イ 折畳屋台整備
 - ・活動グループと連携したDIYワークショップ等により、小規模な折畳屋台（5台程度）を製作すること。
 - ウ 什器整備
 - ・活動グループと連携したDIYワークショップ等により、椅子（12脚程度）、机（2台程度）を製作すること。
- ※上記必要設備等についてはア～ウに縛られることなく、事業者の自由な提案も可能とする。ただし、具体的な仕様については優先交渉権者特定後、協議の上決定するものとする。
- (5) 活動の情報発信の実施
- ア 受託者は「2.業務の目的と背景」で記載のホームページ等を、管理及び運営すること。
 - イ 活動の記録
 - ・上記(1)～(4)に関わる活動記録を作成し、SNS、ホームページ、紙媒体等にて情報発信を行うこと。なお、情報発信の内容、及びその他必要なものについては委託者と協議の上作成すること。
- (6) 報告
- ア 報告書作成

- ・定期打合せ内容及び活動記録を毎月報告すること。
- ・業務完了時に最終報告書を作成すること。
上記(1)～(5)の効果を検証するとともに、次年度以降に必要な取組みを整理すること。

10 成果物について

本業務における成果物は以下のとおりとする。

- (1) 完了報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部（A4簡易製本）
- (2) 業務報告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2部
- (3) 本業務遂行において、委託者の指示により作成した資料・一式
- (4) その他委託者が必要と認める書類・・・・・・・・一式
- (5) 上記各号における電子データ・・・・・・・・一式（CD-R）

※提出方法 指定の提出先に、電子媒体と紙媒体で提出すること

- ・電子媒体は、Microsoft Office Excel2016、Word2016、PowerPoint2016 形式にて作成すること。
- ・提出先は、委託者の事務所に持参すること。

11 検査

業務が完了した時は、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、委託者の検査を受けること。

12 再委託

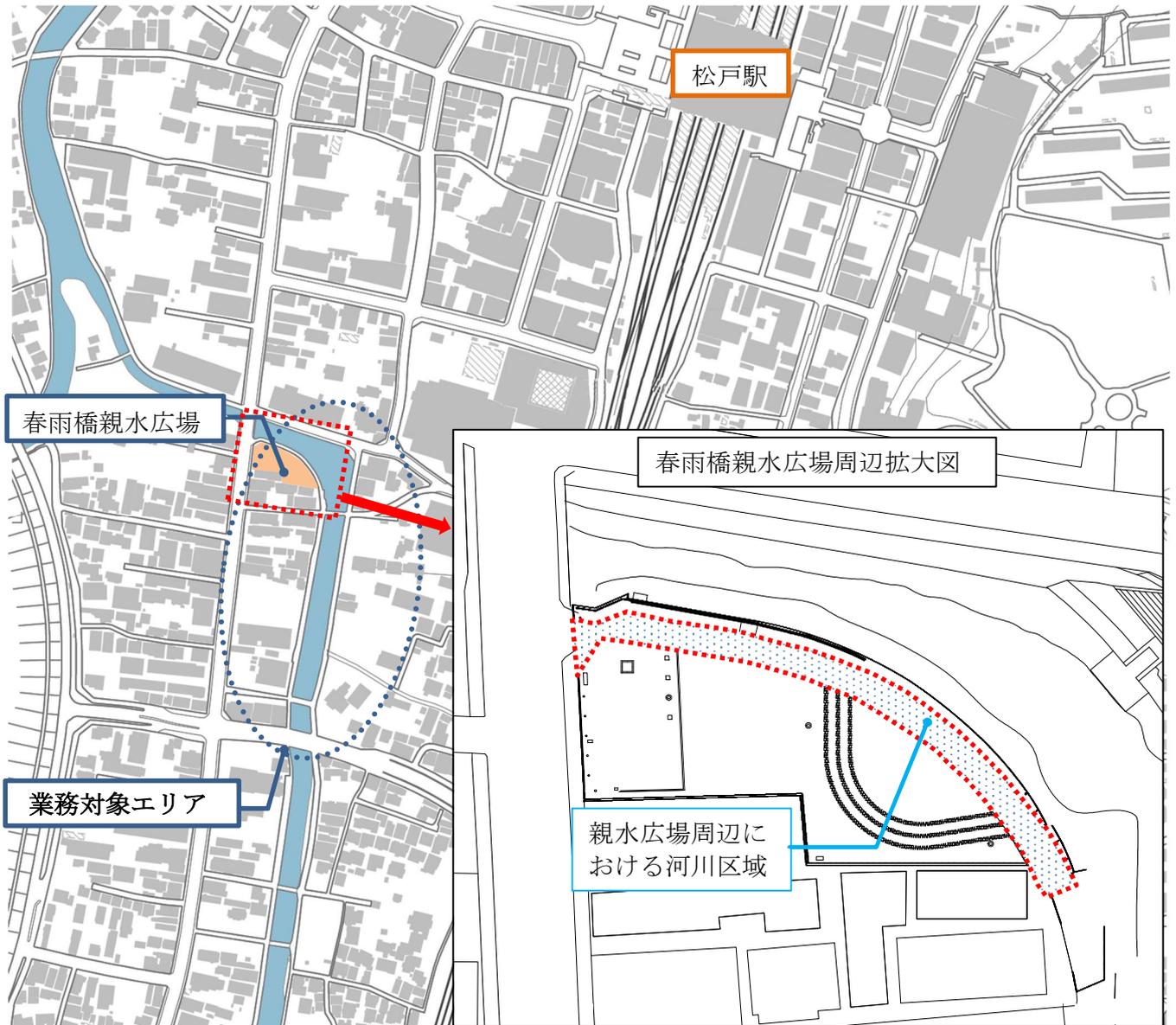
受託者は、本業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただしあらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

13 その他

- (1) 本業務の遂行にあたり、十分な経験を有する人員を配置すること。
- (2) 業務の実施に関して取得した情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外には使用しないこと。また、本業務終了後も同様とする。
- (3) 個人情報を取り扱う場合には、松戸市個人情報の保護に関する条例及び松戸市個人情報の保護に関する条例施行規則、その他関係法令等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (4) 本業務で得られた成果物の著作権は、ホームページへの掲載を含め、委託者に帰属し、理由の如何を問わず複写及び第三者への提供は行わないこと。
- (5) (2)～(4)の事項に違反したとき又は契約不履行の際は、契約を解除し、損害賠償を求める場合がある。
- (6) 受託者は、契約期間満了後であっても、納入した成果物に遺漏等が発見された場合は、全て受託者の責任において速やかに訂正等を行うものとする。
- (7) 受託者は、この仕様書に定めのない事項であっても、事業の遂行上、必要な事項は実施しなければならない。また、事業の遂行上、疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議してこれを定めるものとする。
- (8) 本市では、令和8～9年度に駅周辺の都市再生に係る主体（行政・地権者・市民団体・民間企業・交通事業者等）が、共通のビジョンを共有し、それを基に継続的に情報共有、協議、連携する枠組みとして、「（仮称）エリアプラットフォーム・まっど」の構築に向けた準備を行う予定としている。受託者は、本業務の受託者として、

「（仮称）エリアプラットフォーム・まつど」の構築に係る打合せや会議に参加すること。

<別紙>業務対象エリアについて



本業務の対象となるエリア外で本業務を実施する場合、委託者と協議の上、実施すること。